

日インドネシアEPA改正議定書の概要

2024年11月7日

経済産業省 経済連携課



日・インドネシア経済連携協定改正議定書

(正式名称: 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書)



令和6年(2024年)8月

外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

背景

- 2008年7月に発効した日・インドネシア経済連携協定は、原則として協定発効後5年目に一般的な見直しを行う旨を規定。2013年12月に一般的な見直しを開始することで合意し、2015年5月に一般的な見直しの交渉を開始。
- 2023年12月の日インドネシア首脳会談において本議定書の交渉の大筋合意を確認。2024年8月8日に署名。

主な内容

➤ インドネシアへの市場アクセスの改善

- ・自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引下げ
- ・鉄鋼等の特定用途免税制度(※)の改善等
(※自動車生産等の特定の用途のために輸入される製品について免税とする制度)
- ・日本産短粒種米の低関税輸入枠の設定
- ・高層建築物の所有・リースに関する不動産サービス、倉庫サービス及び貨物輸送代理店サービスに関する約束を新規に獲得

➤ 日本への市場アクセスの改善

- ・114品目の農水産品等の関税撤廃・引下げ等

➤ ルール面での改善

- ・電子商取引章の追加(情報越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の利用・設置要求の禁止、ソースコードの移転・開示要求の禁止等)
- ・知的財産章の拡充(特許の外国語書面出願手続における利便性確保、地理的表示(GI)関連規定の追加(酒類、農産品等)、国境措置の強化等)

➤ その他

- ・看護師・介護福祉士候補者の受入れ条件の改善等

早期締結の意義

- 物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスの改善に加え、ルール面での改善を含む改正を通じ、協定の内容を拡充。
- ASEANにおいて最大の経済規模を有するインドネシアとの経済関係の促進、ひいては二国間関係全体の更なる緊密化が期待される。



インドネシアへの市場アクセスの改善内容（鋳工業品）

品目名	品目数	日インドネシアEPA	
		現行 合意内容	今回見直し 合意内容
自動車 [7品目]			
セダン（排気量1800cc超2500cc以下）	2品目	関税削減	6年目撤廃
ステーションワゴン・スポーツカー等 （排気量1800cc超3000cc以下※）※四輪駆動以外は1800cc超2500cc以下	5品目	関税削減	6年目撤廃
熱延鋼板・冷延鋼板 [7品目]			
熱延鋼板（酸洗コイル、広幅(幅600mm以上)、薄板(厚さ3mm未満)、 中低炭素鋼(炭素含有量が全重量の0.6%未満)）	2品目	除外	関税削減 15%⇒13% [2年で2%削減]
冷延鋼板（冷延コイル、広幅(幅600mm以上)、薄板(厚さ3mm未満)） ※厚さ0.5mm未満のブリキ用原板及び厚さ0.17mm以下の中低炭素鋼(炭素含有量が 全重量の0.6%未満)を除く	5品目	除外	関税削減 15%⇒13% [2年で2%削減]
鉄鋼製品 [5品目]			
板ばね（自動車用のもの、土工機械用のもの等を除く）	1品目	関税削減	関税削減 12%⇒7% [毎年1%、5年間削減]
コイルバネ（自動車用のもの、土工機械用のものを除く）	2品目	関税削減	関税削減 12%⇒7% [毎年1%、5年間削減]
ステンレス鋼のクランプアセンブリ（パイプ用のもの）	1品目	関税削減	6年目撤廃
ブンゼンバーナー	1品目	関税削減	6年目撤廃

※ 除外 = 関税撤廃の対象から除外し、市場アクセスの改善を行わないこと。6年目撤廃 = 協定発効後、段階的に関税を削減し、発効後6年目に関税を撤廃すること。

経済連携協定セミナー

日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所
中村 一平

2024年11月7日



経済連携協定セミナー

1. **日インドネシアEPA改定交渉における日本側の譲許について**
2. **日インドネシアEPA・原産地証明書電子交換について**

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

1-1 | 日インドネシアEPA改定交渉における日本側の譲許について

■ インドネシア側は、農林水産物品を中心に日本側からの関税譲許を獲得

日インドネシアEPA 農林水産分野の内容(見直し交渉後) 2024年8月 農林水産省

- 2007年8月 日・インドネシア経済連携協定署名(2008年7月に発効)
- 2013年12月 一般見直しの開始に合意(2015年5月に協定の見直し交渉開始)
- 2023年12月 大筋合意
- 2024年8月8日 改正議定書署名

インドネシアから日本への輸出

○除外:米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、水産IQ品目等

○再協議:合板、ふかひれ(冷蔵・冷凍)等

- 関税割当:※今回の見直しで、以下の数量に枠を拡大。
- ・バナナ(生鮮)
【割当数量】1,000トン → 4,000トン(枠内税率:無税)
 - ・パイナップル(重量の小さいもの)
【割当数量】300トン → 800トン(枠内税率:無税)
 - ・ソルビトール
【割当数量】25,000トン → 30,000トン(枠内税率:3.4%)

○関税撤廃(即時~15年間):
えび・えび調製品、単板等の木材製品、甘しゃ糖みつ、冷凍えだ豆、ココア粉

※今回の見直しで、以下の品目を関税撤廃の対象に追加。

きはだまぐろ、かつお缶、まぐろ缶、かつお節(*)、かつお・まぐろ調製品(*)、グレープフルーツ等の果実ジュース、マヨネーズ等

*体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限る。

(注) 下線は、農林水産分野における今回の見直し内容。

日本からインドネシアへの輸出

○関税撤廃(即時~15年間):
錦鯉、緑茶、砂糖菓子、りんご、ホタテ貝、パックご飯、かつお、さば等

※今回の見直しで、以下の品目を関税撤廃の対象に追加。

米粉

○関税割当:※除外とされていた日本産短粒種米に関税割当を獲得。

日本産短粒種米

【割当数量】8,500トン(枠内税率:450ルピア(約4.3円)/kg)

(注) 枠内税率は現行税率で固定することを規定。

(インドネシアの協定上の約束は初めて)

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、投資、サービスの貿易、自然人の移動、エネルギー及び鉱物資源、知的財産(*)、政府調達、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

*新たに地理的表示(GI)の条項を設け、GI相互保護協定の締結に向けて努力する旨を規定。

1-1 | 日インドネシアEPA改定交渉における日本側の譲許について

- 日本側改正対象品目は農水省HPにおいて公開（HS 2017ベースで112品目）
（https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_idn/attach/pdf/index-2.pdf）

日インドネシア経済連携協定一般見直し 市場アクセス交渉の結果概要

（2023年（令和5年）12月16日現在）

農林水産省

日インドネシアEPA一般見直し市場アクセス交渉の結果概要 （日本側改正対象品目）

関税撤廃・削減の基準税率は2017年（平成29年）4月1日の最惠国税率又は一般特惠関税（GSP）とし、税率はHS2017版（2017年4月現在）による。

税番 (HS2017)	概要、用途・製品の例	合意内容
030194210	大西洋くろまぐろ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃[3.5%→0%]
030194220	太平洋くろまぐろ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃[3.5%→0%]
030195900	みなみまぐろ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃[3.5%→0%]
030199220	ひらめ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃[3.5%→0%]
030233000	かつお（生鮮・冷蔵）	段階的に6年目に関税撤廃[3.5%→0%]
030235020	太平洋くろまぐろ（生鮮・冷蔵）	即時撤廃[3.5%→0%]
030239000	その他のまぐろ（生鮮・冷蔵）	即時撤廃[3.5%→0%]
030342000	きはだまぐろ（冷凍）	段階的に6年目に関税撤廃[3.5%→0%]
030345020	太平洋くろまぐろ（冷凍）	即時撤廃[3.5%→0%]
030349000	その他のまぐろ（冷凍）	即時撤廃[3.5%→0%]
030381000	さめ（冷凍）	即時撤廃[2.5%→0%]

1-1 | 日インドネシアEPA改定交渉における日本側の譲許について

■ 日本側改正対象品目は農水省HPにおいて公開

(https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_idn/attach/pdf/index-2.pdf)

HS分類	HSコード数
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	41
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮	5
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	1
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂、ろう	2
第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物等の調製品	31
第18類 ココア及びその調製品	1
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	1
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	24
第21類 各種の調製食料品	2
第22類 飲料、アルコール及び食酢	3
第29類 有機化学品	1

1-2 | 改定に伴う日本側の譲許品目と他国との適用税率の比較(1/4)

- 多くの品目において、即時/段階的に関税が削減。周辺国（マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、韓国）と同等、またはこれ以上の関税優位性を獲得。

税番 (HS2017)	概要、用途・製品の例	日インドネシア改定合意内容	MFN税率※	EPA税率（周辺国抜粋）							
				マレーシア	タイ	フィリピン	ベトナム	ASEAN	RCEP (ASEAN)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)
030194210	大西洋くろまぐろ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	無税	無税	※	3.5%	2.6%	2.6%	2.6%
030194220	太平洋くろまぐろ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	無税	無税	※	3.5%	2.6%	2.6%	2.6%
030195900	みなみまぐろ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	無税	無税	※	3.5%	2.6%	2.6%	2.6%
030199220	ひらめ（活魚）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	無税	無税	※	3.5%	3.5%	※	※
030233000	かつお（生鮮・冷蔵）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	※	無税	※	3.5%	3.5%	※	※
030235020	太平洋くろまぐろ（生鮮・冷蔵）	即時撤廃[3.5%→0%]	3.5%	※	※	無税	※	3.5%	3.5%	※	※
030239000	その他のまぐろ（生鮮・冷蔵）	即時撤廃[3.5%→0%]	3.5%	※	※	無税	※	3.5%	2.6%	2.6%	2.6%
030342000	きはだまぐろ（冷凍）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	※	無税	※	3.5%	3.5%	※	※
030345020	太平洋くろまぐろ（冷凍）	即時撤廃[3.5%→0%]	3.5%	※	※	無税	※	3.5%	3.5%	※	※
030349000	その他のまぐろ（冷凍）	即時撤廃[3.5%→0%]	3.5%	※	※	無税	※	3.5%	2.6%	2.6%	2.6%

出所：農水省公表資料及び実行関税率表

※ 基本、暫定、WTO協定、一般特惠税率のうち、一番低い税率

1-2 | 改定に伴う日本側の譲許品目と他国との適用税率の比較(2/4)

- 水産品（3類、16類）では特にタイ、フィリピン、ベトナムとの税率格差が多く解消。対マレーシアではより優位な位置付けに。周辺国と比べて高い関税優位性を持つ品目もあり。

税番 (HS2017)	概要、用途・製品の例	日インドネシア改定合意内容	MFN税率※	EPA税率（周辺国抜粋）							
				マレーシア	タイ	フィリピン	ベトナム	ASEAN	RCEP (ASEAN)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)
030552000	ティラピア、なまず、こい、うなぎ、ナイルパーチ、らいぎょ（乾燥）	段階的に8年目に関税撤廃 [10.5%→0%]	10.5%	※	無税	無税	無税	10.5%	7.9%	7.9%	※
030554900	その他の魚（乾燥）	段階的に8年目に関税撤廃 [10.5%→0%]	10.5%	※	無税	無税	無税	10.5%	7.9%	7.9%	※
030693100	かに（くん製）	段階的に6年目に関税撤廃 [7.2%→0%]	7.2%	※	無税	無税	無税	5%	7.2%	7.2%	7.2%
030719210	かきの貝柱（くん製）	段階的に4年目に関税撤廃 [6.7%→0%]	6.7%	無税	※	無税	無税	5%	5%	5%	5%
030772200	はまぐり（冷凍）	段階的に6年目に関税撤廃 [3.5%→0%]	3.5%	※	無税	無税	無税	3.5%	2.6%	2.6%	※
160414010	かつお調製品（気密容器入りのもの）	即時撤廃[6.4%→0%]	6.4%	※	無税	※	※	5%	5%	※	※
160414091	かつお節	即時撤廃[7.2%→0%] ※体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限り	7.2%	※	無税	※	※	5%	5%	※	※
160414092	まぐろ調製品（気密容器入りのもの）	即時撤廃[7.2%→0%]	7.2%	※	無税	無税	※	5%	5%	※	※
160414099	かつお・まぐろ調製品（その他のもの）	即時撤廃[7.2%→0%] ※体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限り	7.2%	※	無税	無税	※	5%	5%	※	※

※ 基本、暫定、WTO協定、一般特惠税率のうち、一番低い税率

1-2 | 改定に伴う日本側の譲許品目と他国との適用税率の比較(3/4)

■ 野菜調製品（20類）ではマレーシア、タイ、フィリピン、ベトナムとの税率格差が解消。

税番 (HS2017)	概要、用途・製品の例	日インドネシア改定合意内容	MFN税率※	EPA税率（周辺国抜粋）							
				マレーシア	タイ	フィリピン	ベトナム	ASEAN	RCEP (ASEAN)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)
200490120	調製野菜（冷凍混合野菜など） （加糖）（冷凍）（スイートコーン以外）	段階的に8年目に関税撤廃 [23.8%→0%]	23.8%	無税	無税	無税	無税	7.4%	17.9%	17.9%	※
200791111	ジャム（加糖）（かんきつ類）	段階的に11年目に関税撤廃 [16.8%→0%]	16.8%	無税	無税	無税	無税	5.3%	12.6%	12.6%	12.6%
200791119	フルーツゼリー及びマーマレード（加糖）（かんきつ類）	段階的に11年目に関税撤廃 [16.8%→0%]	16.8%	無税	無税	無税	無税	5.3%	5.3%	※	※
200921190	グレープフルーツジュース（ポメロを含む）（ブックス値20以下） （加糖）（しよ糖10%超）	段階的に16年目に関税撤廃 [29.8% or 23円/kgの高い方→0]	29.8% 又は23 円/kgの うちい ずれか 高い 税率	無税	無税	無税	無税	※	22.4%又 は17.25 円/kgの うちい ずれか 高い税率	22.4%又 は17.25 円/kgの うちい ずれか 高い税率	22.4%又 は17.25 円/kgの うちい ずれか 高い税率
200921290	グレープフルーツジュース（ポメロを含む）（ブックス値20以下） （無糖）（しよ糖10%超）	段階的に16年目に関税撤廃 [25.5%→0%]	25.5%	無税	無税	無税	※	8%	19.10%	19.10%	19.10%
200989910	ココナッツジュース（加糖）	段階的に11年目に関税撤廃 [13.4%→0%]	13.4%	※	無税	無税	※	5%	10.1%	10.1%	※

※ 基本、暫定、WTO協定、一般特惠税率のうち、一番低い税率

1-2 | 改定に伴う日本側の譲許品目と他国との適用税率の比較(4/4)

■ バナナ、パイナップルは輸入枠の拡大を獲得。

税番 (HS2017)	概要、用途・製品の例	日インドネシア改定合意内容	MFN税率 ※	EPA税率（周辺国抜粋）							
				マレーシア	タイ	フィリピン	ベトナム	ASEAN	RCEP (ASEAN)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)
080310100	生鮮バナナ（プランティン） （毎年4月1日から同年9月30日に輸入）	関税割当枠内数量[1,000トン→4,000トン]（枠内：無税、枠外：10%）	10%	関税割当数量以内のもの <u>無税</u> その他のもの <u>10%</u> <u>2024FY輸入枠</u> <u>1,000トン</u>	関税割当数量以内のもの <u>無税</u> その他のもの <u>10%</u> <u>2024FY輸入枠</u> <u>8,000トン</u>	イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モロド種、ピトゴ種、サバ種又はセニョリタ種のバナナである旨がフィリピン政府により証明されているもの <u>無税</u> その他のもの <u>8%</u>	※	10%	※	※	※
080430010	パイナップル（生鮮）（重量が900グラム未満のもの）	関税割当枠内数量[300トン→800トン]（枠内：無税、枠外：17%）	17%	※	生鮮パイナップル1個の重量が900グラム未満のもので、関税割当数量以内のもの <u>無税</u> <u>2024FY輸入枠</u> <u>300トン</u>	生鮮パイナップル1個の重量が900グラム未満のもので、関税割当数量以内のもの <u>無税</u> <u>2024FY輸入枠</u> <u>1,800トン</u>	※	17%	※	※	※

※ 基本、暫定、WTO協定、一般特惠税率のうち、一番低い税率

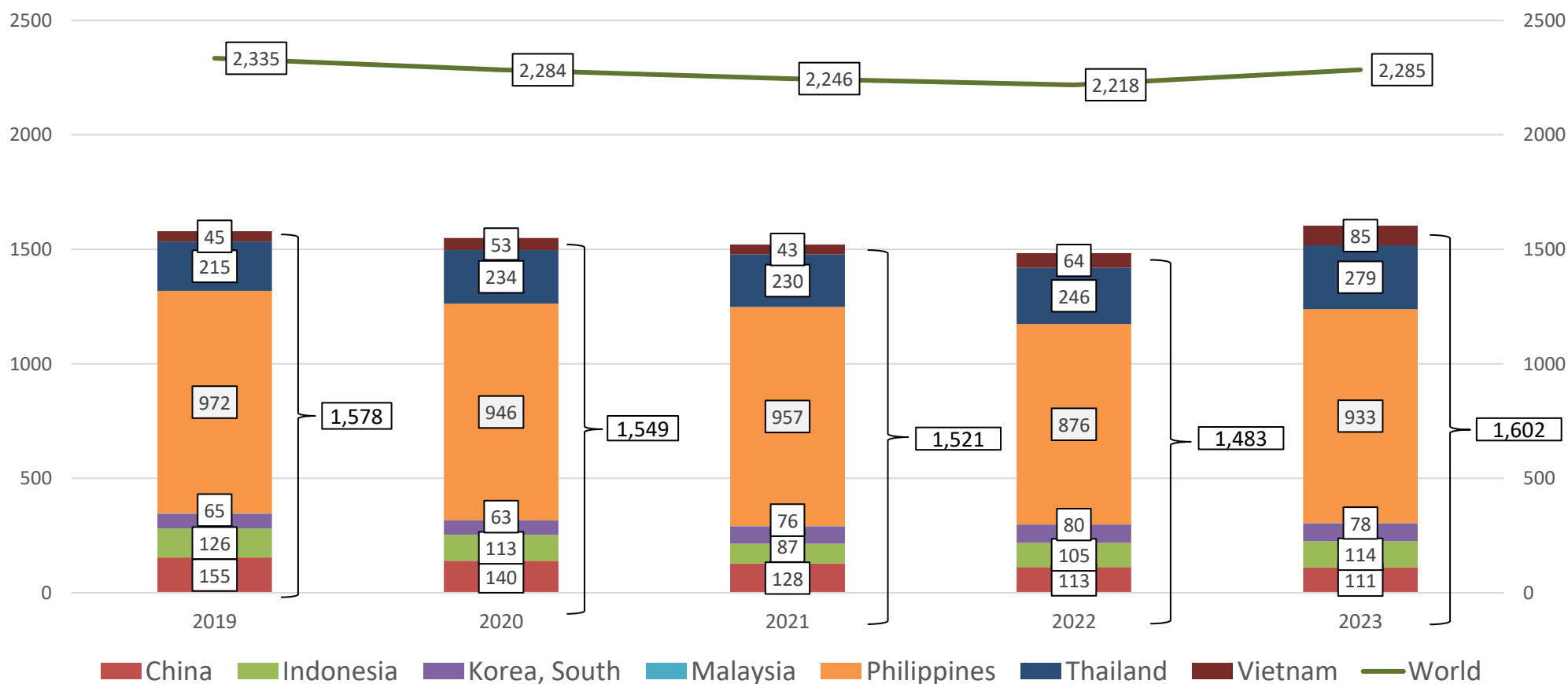
1-3

改定に伴う日本側の譲許品目の対日輸入額

- 今回の改定日本側譲許品目のインドネシア及び周辺国（マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、韓国）からの輸入量は全体の7割程度を占める。
- 主要輸出国はフィリピン、タイ、中国、次いでインドネシアの順。

出所：Global Trade Atlas

日インドネシアEPA改定・日本側譲許品目の輸入額の推移（周辺国からのもの：Million USD）

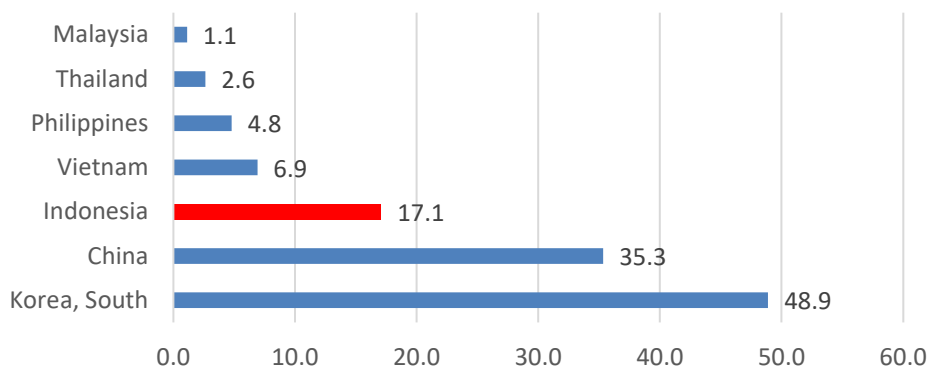


1-3

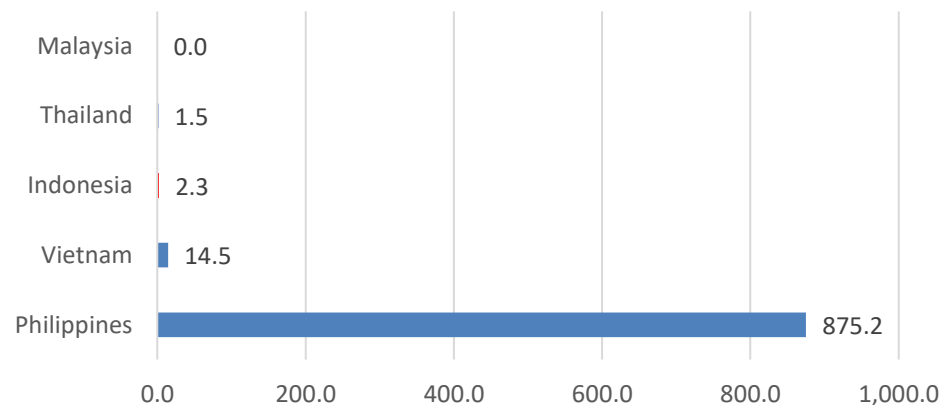
改定に伴う日本側の譲許品目の対日輸入額

- 水産物、水産加工品のさらなるシェアの拡大の可能性。
- バナナは依然としてフィリピンが高い優位性を保持。ベトナムからの移転が図れるか。

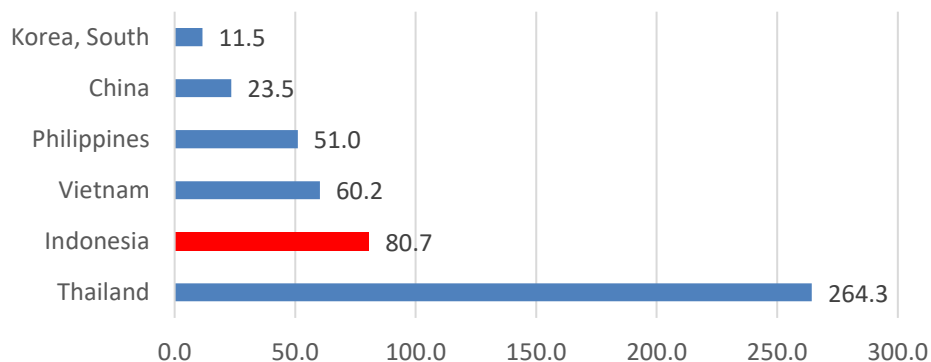
日本側譲許品目03類(水産物)
(2023年: 輸入総額 395.2 Million USD)



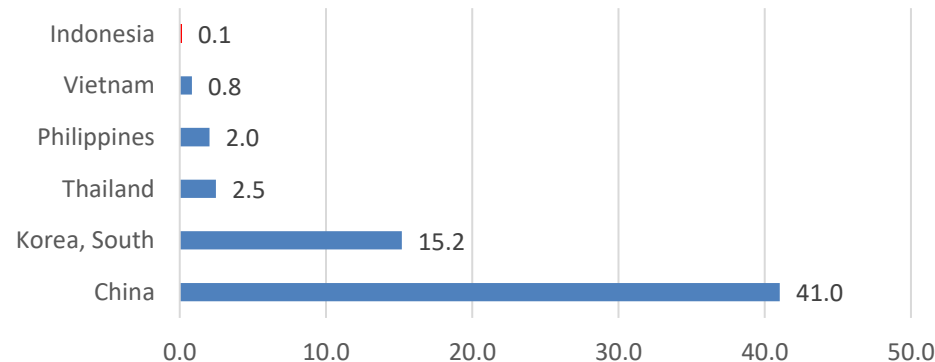
日本側譲許品目08類(バナナ、パイナップル)
(2023年: 輸入総額 1,091.5 Million USD)



日本側譲許品目16類(水産加工品)
(2023年: 輸入総額 499 Million USD)



日本側譲許品目20類(柑橘ペースト、グレープフルーツジュース)
(2023年: 輸入総額 101.8 Million USD)



経済連携協定セミナー

1. 日インドネシアEPA改定交渉における日本側の譲許について

2. 日インドネシアEPA・原産地証明書電子交換について

■ ご注意

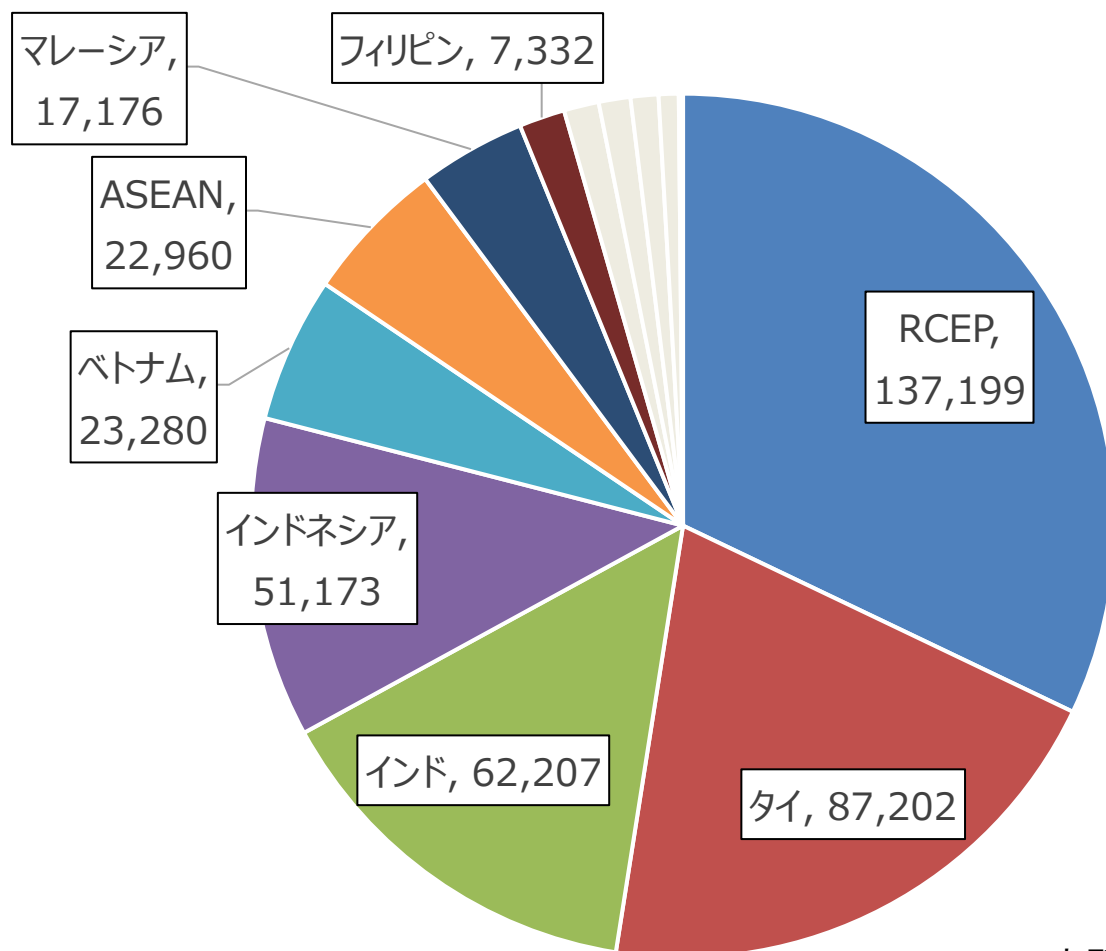
本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

2-1

日本からの原産地証明書の発給状況

- 日インドネシアEPAの原産地証明書 発給件数は第4位（2023年）。

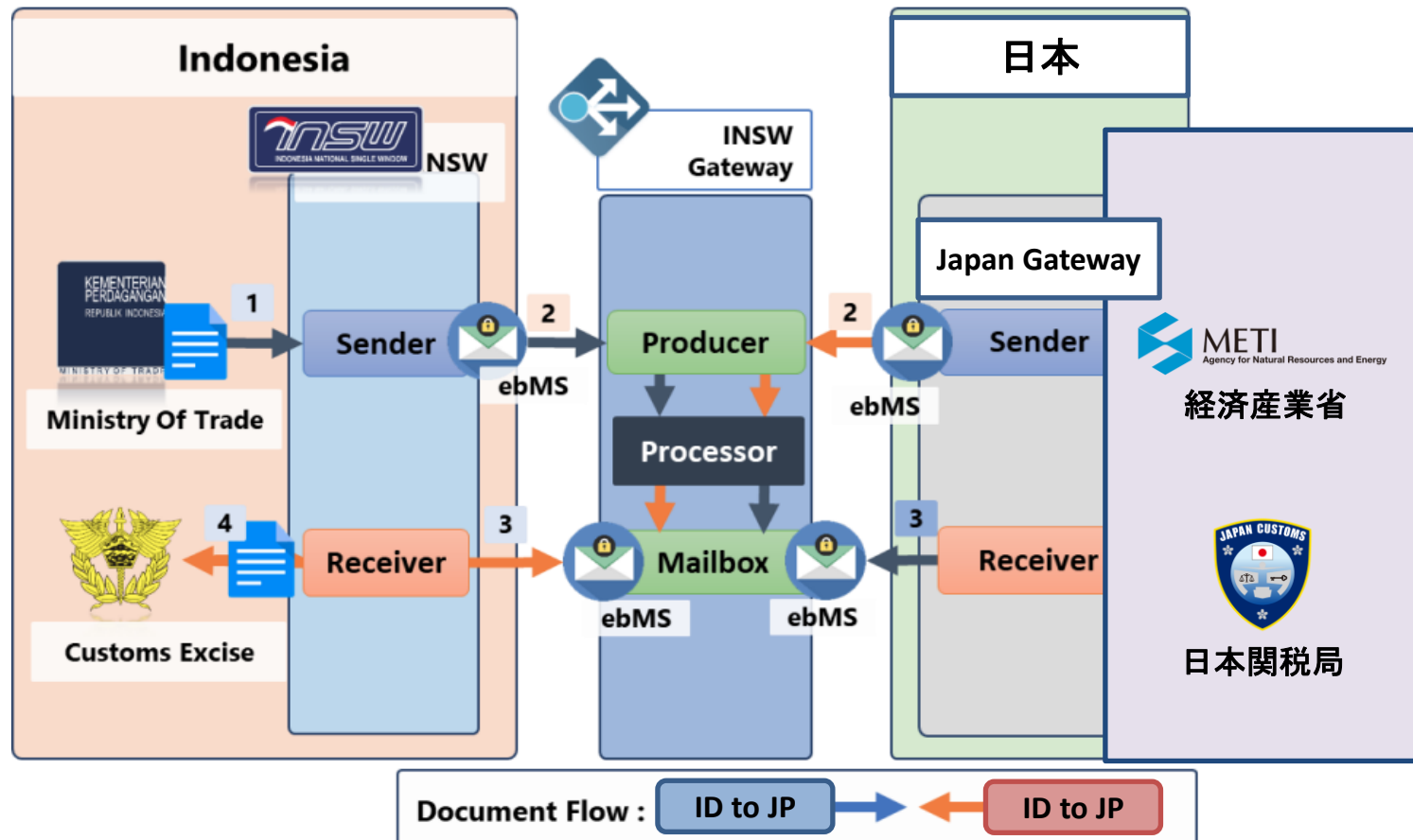
日本商工会議所原産地証明書発給状況（2023年）



順位	EPA種別	2023CY
1	RCEP	137,199
2	タイ	87,202
3	インド	62,207
4	インドネシア	51,173
5	ベトナム	23,280
6	ASEAN	22,960
7	マレーシア	17,176
8	フィリピン	7,332
9	メキシコ	5,607
10	スイス	5,072
11	オーストラリア	4,448
12	チリ	3,198
13	モンゴル	399
14	ペルー	274
15	ブルネイ	0
	計	427,527

2-2 | 日インドネシアEPAでの原産地証明書の電子交換（E-COO）

- 2023年6月26日より、原産地証明書電子交換がスタート。
- 電子交換の導入に伴い、インドネシア側は紙媒体での受領を停止（2024年2月5日:日本税関発表）



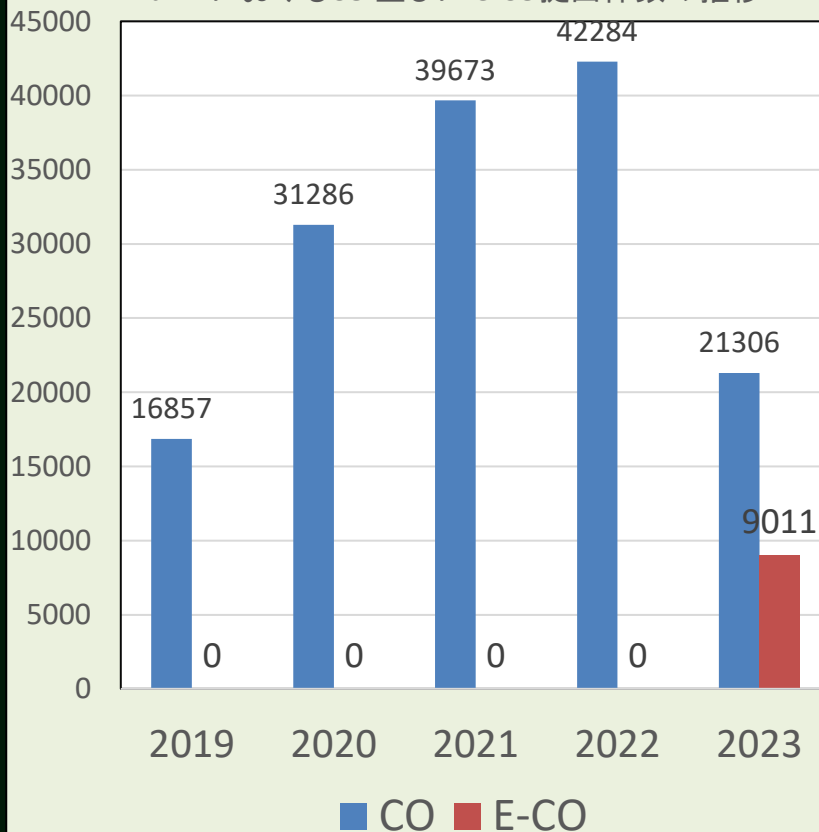
2-3

日インドネシアEPA・E-COOの受信状況

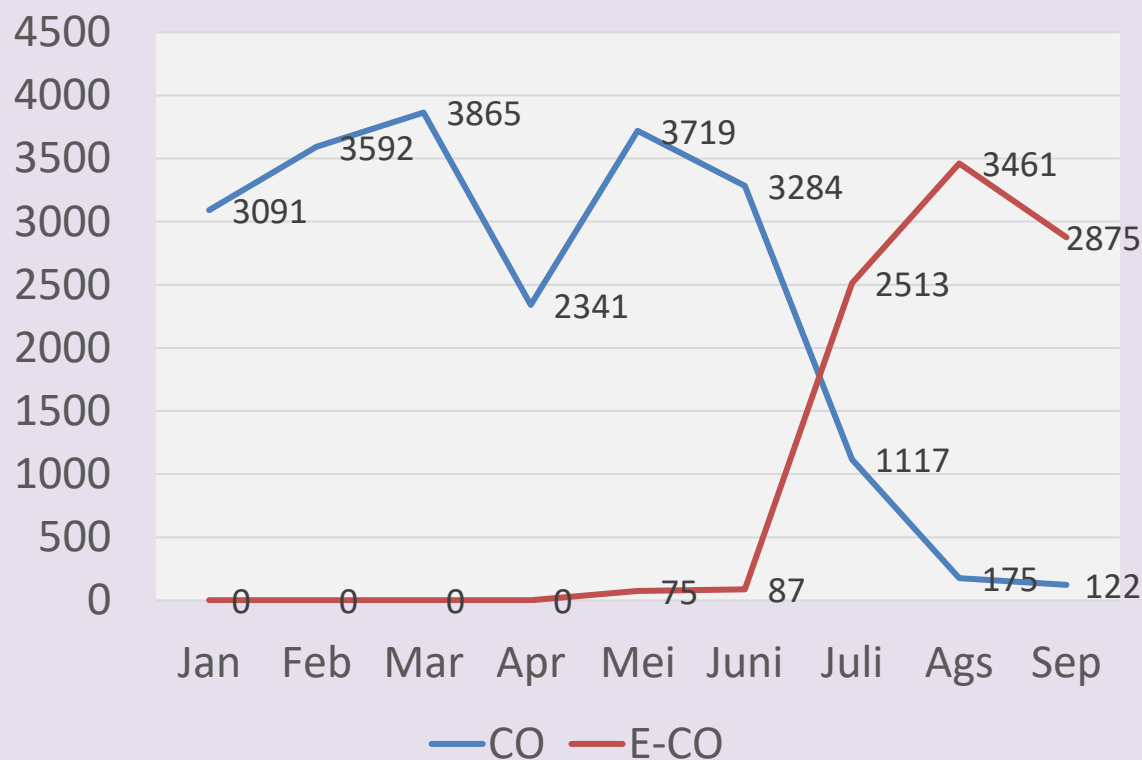
IJEPA 原産地証明書 利用データ



IJEPAにおけるCO 並びに e-CO提出件数の推移



2023年におけるCOとe-CO提出件数の比較

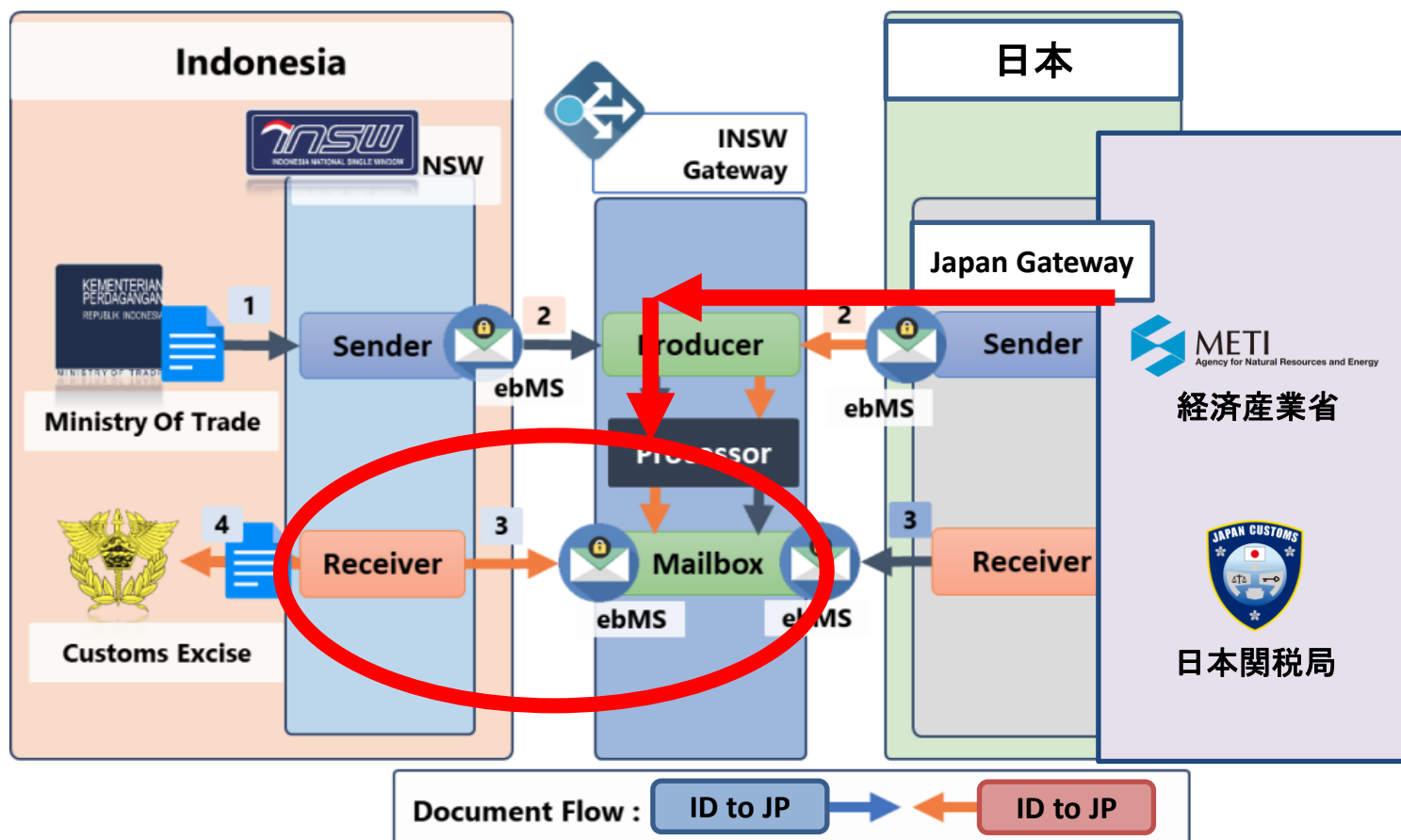


ソース：CEISA (per September 2023)

2-4

E-COO受信にかかるトラブル

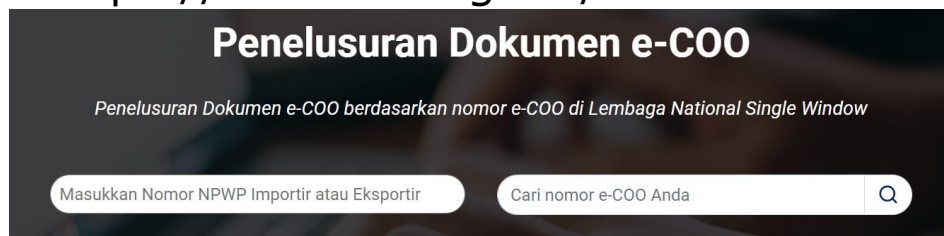
- 2023年6月26日導入当初を中心に、日本側からの原産地証明書データがインドネシア税関に届かないケースが発生
- 現在でも散発的に発生。



2-5 | e-COO ステータスの確認方法（トラブル発生時の対処方法）

1. INSWウェブサイトを開く

<https://www.insw.go.id/e-coo>



2. e-COO データをチェックする



3. E-CO データ ステータスを確認

ステータス	概要
SND	送信プロセス: メッセージは輸入側のゲートウェイに到着している
REC	eCOOは輸入国の税関システムで利用可能
NOT	eCOOは処理できません。輸入国のNSW機関にお問い合わせください
CRQ	キャンセル申請処理中
RCR	送付プロセス: キャンセル依頼がNSWエージェントへ到着
NCR	キャンセルのリクエストは処理できません。NSW エージェントまでご連絡ください
CAR	キャンセル処理中
RCA	取消応答が、輸出締約国の発行機関で入手可能
NCA	キャンセル処理できません。NSWエージェンシーにご連絡ください。

上記ステータスの確認のほか、インドネシア税関にCOデータが届いていない場合は、

INSWコールセンター150679、info@insw.go.idに税関システム宛てのデータ再送信を依頼

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所



+62 21 5200264



jktjetro@jetro.go.jp



Summitmas I, 6th Floor, JI. Jend.
Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190,
INDONESIA

世界の
ビジネス関連情報を
毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』は
こちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

無料

メールマガジン
『ジェトロジャカルタ
ニュースレター』

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

3-1 | 参考情報

- ジェトロ記事にて関連情報を発信中。

[日インドネシアEPA改正議定書に署名、鉄鋼などの市場アクセス改善\(インドネシア、日本\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

[JIEPA改正議定書、譲許の詳細が明らかに\(インドネシア、日本\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

[インドネシアの輸入規制（輸入承認制度）のセミナー、ジェトロが共催\(インドネシア\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

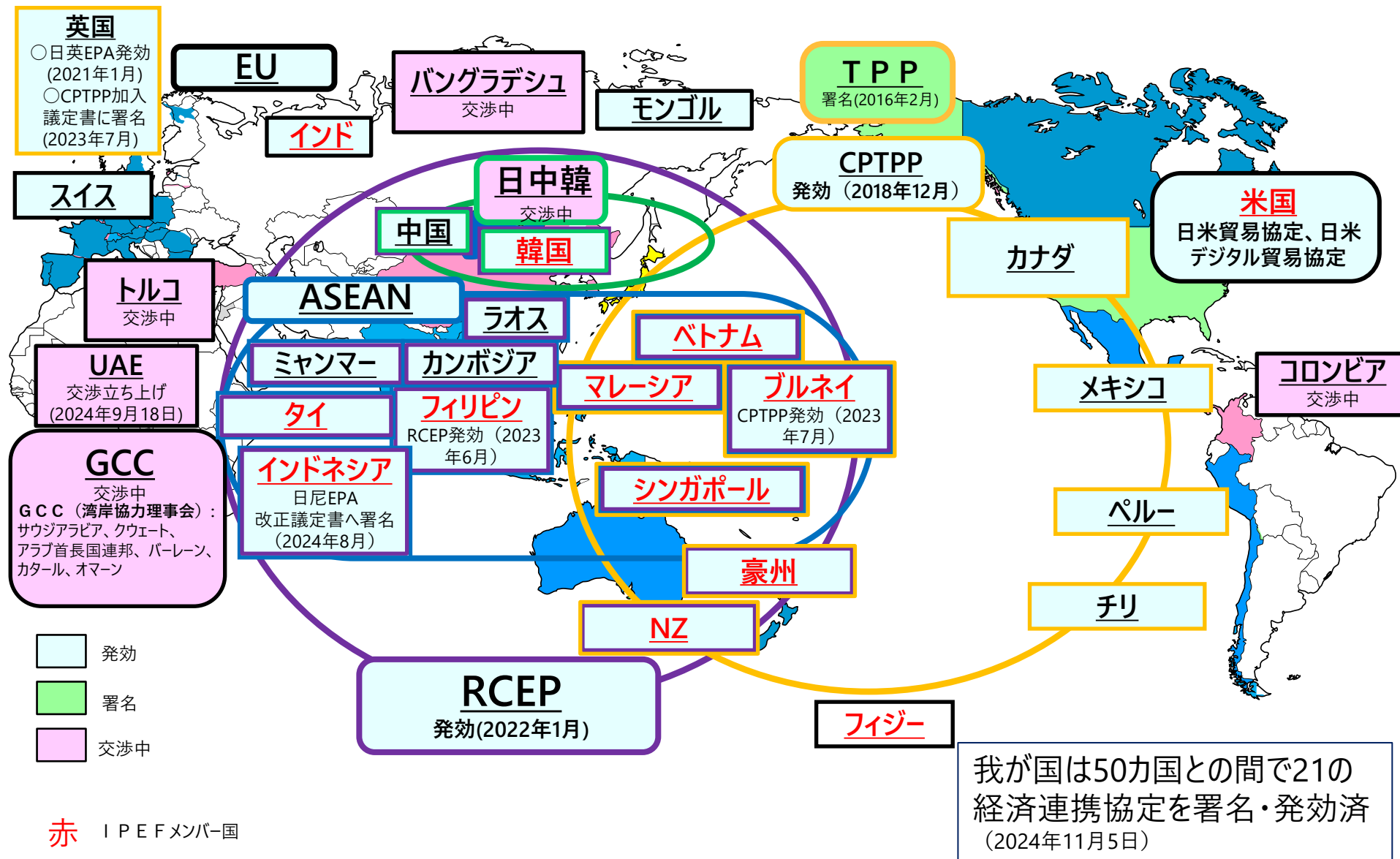
経済連携協定の投資、サービス貿易、電子商取引

在インドネシア日系企業向け説明会
2024年11月7日（木）

経済産業省 経済連携課

はじめに

日本の経済連携の推進状況



日本とインドネシアの間の経済連携協定（EPA）

- 日・インドネシア経済連携協定（2008年発効、2024年改正議定書署名）
- 日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定
- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（2022年発効）

第一改正議定書（2020年発効）

RCEP協定の全体像

第1章 第1章 冒頭の規定及び一般的定義

第2章 物品の貿易

第3章 原産地規則

第4章 税関手続及び貿易円滑化

第5章 衛生植物検疫措置

第6章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第7章 貿易上の救済

第8章 サービスの貿易

第9章 自然人の一時的な移動

第10章 投資

第11章 知的財産

第12章 電子商取引

第13章 競争

第14章 中小企業

第15章 経済協力及び技術協力

第16章 政府調達

第17章 一般規定及び例外

第18章 制度に関する規定

第19章 紛争解決

第20章 最終規定

改正議定書にて
新たに追加

	投資章	サービス貿易章	電子商取引章
日インドネシアEPA	○	○	○
AJCEP（第一改正議定書）	○	○	×
RCEP	○	○	○

日本の投資関連協定の締結状況（2024年11月現在）

- 日本は、81の国・地域との間で54本の投資関連協定を発効済み、2本を署名済み。
- 更に、交渉中のものを含めると、95の国・地域をカバー。

■ 発効済 （ ）：発効年 ※プレ規律と保護規律

投資協定

1 エジプト(1978)	20 モザンビーク(2014)※
2 スリランカ(1982)	21 コロンビア(2015)※
3 中国(1989)	22 カザフスタン(2015)
4 トルコ(1993)	23 ウクライナ(2015)
5 香港(1997)	24 サウジアラビア(2017)
6 パキスタン(2002)	25 ウルグアイ(2017)※
7 バングラデシュ(1999)	26 イラン(2017)
8 ロシア(2000)	27 オマーン(2017)
9 韓国(2003)※	28 ケニア(2017)
10 ベトナム(2004)※	29 イスラエル (2017)※
11 カンボジア(2008)※	30 アルメニア (2019)※
12 ラオス(2008)※	31 ヨルダン (2020)
13 ウズベキスタン(2009)※	32 アラブ首長国連邦(2020)
14 ペルー(2009)※	33 コートジボワール (2021)※
15 パプアニューギニア(2014)	34 ジョージア (2021) ※
16 クウェート(2014)※	35 モロッコ (2022)
17 イラク(2014)	36 バーレーン(2023)
18 日中韓(2014)	37 アンゴラ(2024)※
19 ミャンマー(2014)※	

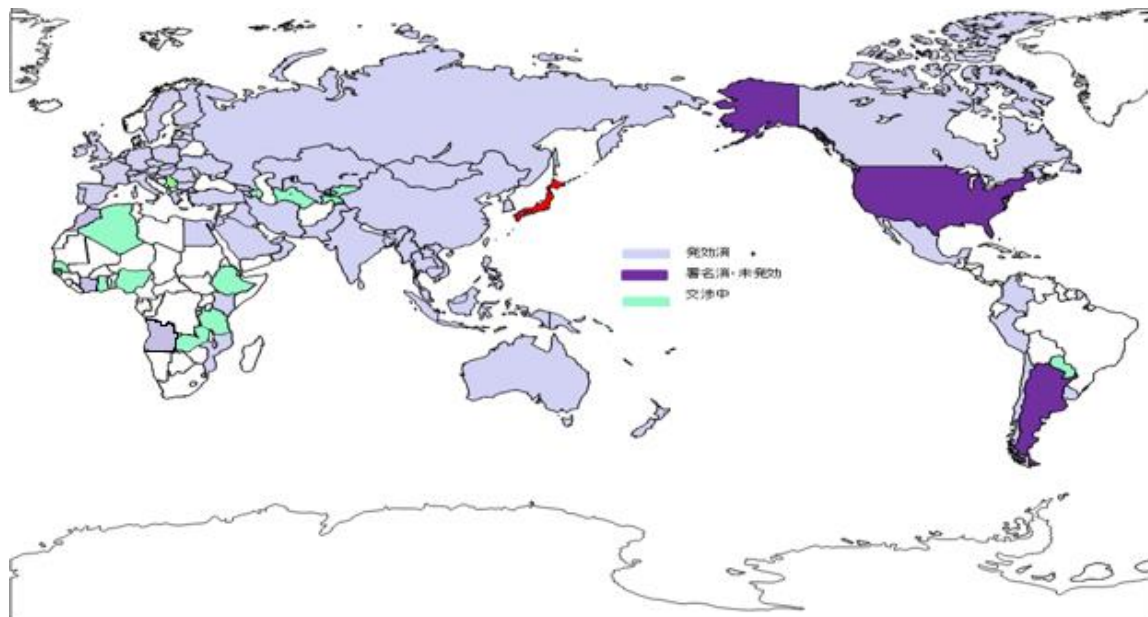
（注）台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資章を含むEPA

1 シンガポール(2002)※	10 インド(2011)※
2 メキシコ(2005)※	11 豪州(2015)※
3 マレーシア(2006)※	12 モンゴル(2016)※
4 チリ(2007)※	13 CPTPP(2018)※
5 タイ(2007)※	14 EU (2019) (プレ規律のみ)
6 ブルネイ(2008)※	15 日ASEAN包括的経済連携 (2020) ※
7 インドネシア(2008)※	
8 フィリピン(2008)※	16 英国(2021) (プレ規律のみ)
9 スイス(2009)※	17 RCEP*(2022)※

署名済

- ・TPP **協定（2016年2月署名、承認済）※
- ・アルゼンチン（2018年12月署名、承認済）※



■交渉中（未署名）

投資協定

1. アルジェリア
2. カタール
3. ガーナ
4. タンザニア
5. トルクメニスタン
6. セネガル
7. キルギス
8. ナイジェリア
9. ザンビア

10. エチオピア
11. タジキスタン
12. EU *
13. パラグアイ
14. アゼルバイジャン
15. ウクライナ
16. セルビア

投資規律を含むEPA/FTA

1. GCC
2. 日中韓
3. トルコ
4. バングラデシュ
5. UAE

*投資保護規律・投資紛争解決について交渉

1. 投資

投資協定（又はEPA投資章）の活用

海外事業で、こんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- ◆ 投資の際に約束した条件を破棄された！
- ◆ 制度や規制の変更で、事業の継続に影響！
- ◆ 大切な技術の移転や、ロイヤリティの制限を求められた！
- ◆ 事業の利益を日本に送金することが制限された！
- ◆ 土地の譲渡が求められた！ 補償も不十分！
- ◆ 現地労働者雇用や現地人を役員にするよう求められた！
- ◆ 裁判において不当な取扱いを受けた！
- ◆ 事業許認可が出ない！ その国や他国の企業には、とっくに出没している！



投資協定（又はEPA投資章）のルールを活用できる可能性あり

投資関連協定（投資協定及び投資章を含む）の基本構造

- 投資関連協定は、協定により内容は異なるものの、一般的に：

1. 企業が円滑な海外事業ができるように、①既存の現地事業の保護に加え、協定によっては、②現地法人の設立・運営等の新規海外事業の自由化について、国家間で合意した国際協定。
2. 多くの協定で、協定違反について、投資家が、投資の受入国を（受入国から独立した）国際仲裁に訴える（損害賠償）ことができる制度（ISDS）を規定。

1. 主な規律の内容

①保護規律：既存の事業の保護

- 不当な国有化や、十分な補償のない国有化を禁止（収用と補償）（⇒仮想事例参照）
- 適正な手続を行う義務、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の合理的期待を裏切らない義務等（公正衡平待遇）（⇒仮想事例参照）
- 送金の自由の保証（資金の移転）
- 投資参入後における、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置履行要求禁止など

②自由化規律（プレ規律）：新規の海外事業の参入条件を整備

- 投資参入段階において海外で事業を開始する際に、進出国の国内企業や第三国の企業に比べ、不利でない待遇＜例えば、外国投資家の株式取得制限＞を受けないようにする、など（内国民待遇、最恵国待遇など）
- 投資受入国での投資活動に関連して特定の要求＜例えば、原材料の現地調達＞を行うことを禁止。（特定措置履行要求禁止）（⇒仮想事例参照）
※ただし、留保表に特定の措置や分野等を記載し、これらの規定の適用対象から除外（留保）することができる。

2. 投資家と国との間の紛争解決（Investor-State Dispute Settlement; ISDS）

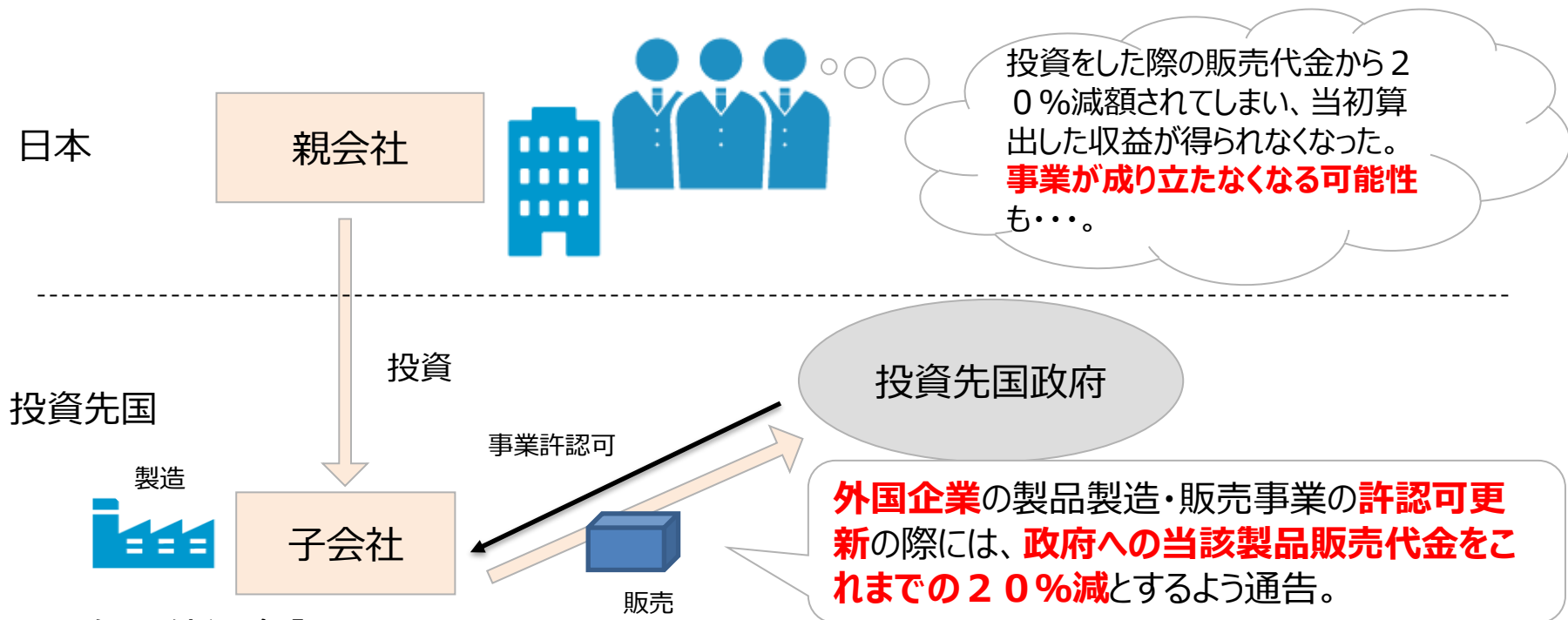
- 司法判断への恣意的な政治介入や制度自体の未成熟といった懸念があり得る投資受入国の国内司法制度ではなく、独立性・公正性の高い国際仲裁手続を利用できる。

日・インドネシア間のEPAにおける投資の主な規律一覧

協定名称 (発効年月)		日インドネシアEPA (投資章) (2008.7)	AJCEP 第一改正議定書(投資章) (2020.8)	RCEP (投資章) (2022.1)
投資財産の定義		全ての投資財産 (ポートフォリオ投資には一定の制限)	全ての投資財産 (判断や命令は除外)	全ての投資財産 (公的債務、一部の商業取引債権、判断や命令は除外)
内国民待遇 (NT)	参入段階	○	○ (留保表発効まで適用せず)	○
	参入後	○	○	○
最恵国待遇 (MFN)	参入段階	○	×	○ (カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは適用除外)
	参入後	○	×	○ (カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは適用除外)
特定措置の履行要求 の禁止		○ (9)	○ (6) (留保表発効まで適用せず)	○ (9)
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	×	○
公正衡平待遇		○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		×	×	×
収用と補償		○	○	○
争乱時の補償に関する NT及びMFN		○	○	○
送金の自由		○	○	○
投資家と国との間の 紛争解決		○	○	×
				(協定が効力を生じる日の後2年以内に討議)

直面する課題と対応規律 ～(1)一般的待遇（公正衡平待遇）条～

- 正当な理由なく投資先国の政府から事業許可内容が変更され、利益が大きく落ち込んだ。
- この場合、EPA投資章等の公正衡平待遇条に基づき主張し得る。



【公正衡平待遇条】

（日インドネシアEPA第61条、AJCEP（第一改正議定書）第51.4条、RCEP第10.5条）

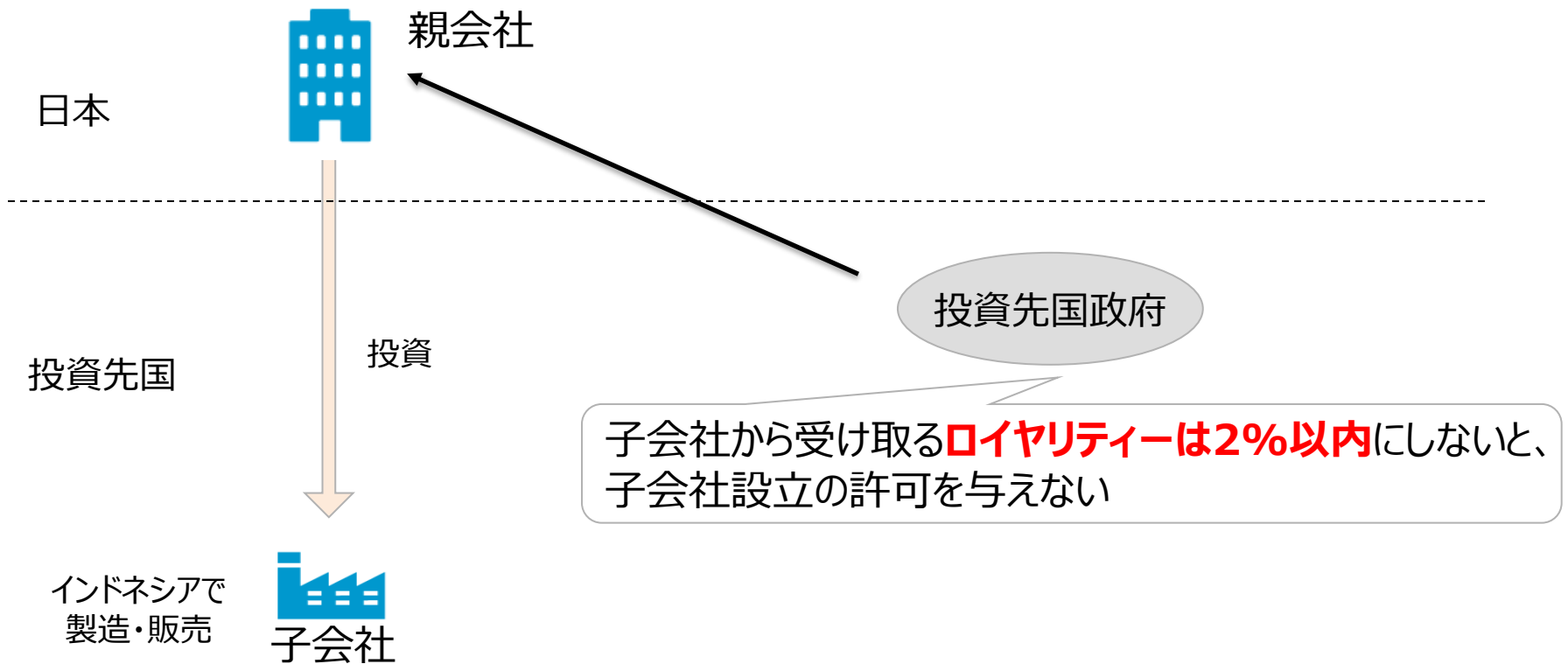
政府が投資家の財産の保護に対して慎重な注意を払う義務、適正な手続を行う義務、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、**投資家の合理的期待を裏切らない義務**を含む。**投資仲裁で頻繁に争われる項目。**

✓ Point

- ・ 公正衡平待遇条に加え、事業許可の剥奪/許可条件の変更により、**事業がたち行かなくなった場合**には**間接収用**（後述）としても主張可能！

直面する課題と対応規律 ～(2)特定措置の履行要求の禁止条～

- 投資の許可の条件として投資先国の政府から、不当に低いロイヤリティ割合を要求された。
- この場合、EPA投資章の特定措置の履行要求の禁止条に基づき主張し得る。



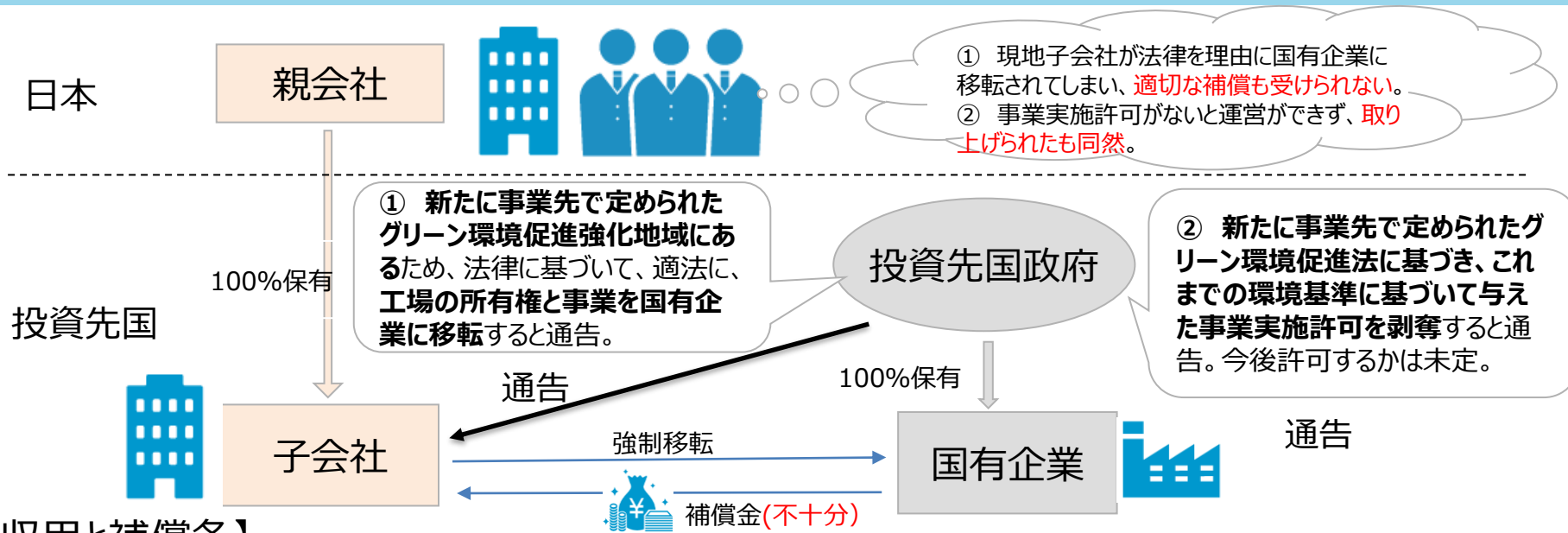
【特定措置履行要求禁止条】（日インドネシアEPA第63条^(注)、RCEP第10.6条）

投資許認可の条件として、「一定の水準又は割合の輸出」、「原材料の現地調達」、「現地の物品・サービスの購入」、「輸出制限」、「**技術移転・ロイヤリティー制限**」等（要求措置は協定によって異なる）の**特定措置を要求することを禁止**。

（注）日インドネシアEPA第63条は「技術移転・ロイヤリティー制限」を禁止項目に含まない。

直面する課題と対応規律 ～(3)収用と補償条～

- 投資先国の政府から、法令に基づき土地の譲渡を要求されたが、補償が不十分。…①
- 投資先国の政府による制度や規制の不明確な変更で、事業の継続に影響。…②
- これらの場合、EPA投資章等の収用と補償条に基づき主張し得る。



【収用と補償条】

(日インドネシアEPA第65条、AJCEP (第一改正議定書) 第51.9条、RCEP第10.13条)

①公共目的、②正当な法手続、③差別的でない方法、④迅速かつ実効的、公正な市場価格に基づく補償を行う場合のみ収用を認める。また、許認可の剥奪や生産上限の規定などにより、企業の収益を阻害したり事業不能とするような行為も、間接的な収用と見なされ禁止。

✓ Point

- ・ 現地子会社の接収等が条件を満たさなければ… → 投資協定違反として主張可能！
- ・ 補償金が不十分 → 投資協定違反として主張可能！
- ・ 収用と補償条に加え、事業許可の剥奪/許可条件の変更により、事業がたち行かなくなった場合には公正衡平待遇条違反として主張可能！

2. サービス貿易

EPAサービス章の活用

海外事業で、こんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- ◆ サービス提供する条件として地元企業との合併が求められる。
- ◆ 提供するサービスの総量について制限が設けられる。
- ◆ オンラインでのサービス提供なのに、現地に事務所設立が求められる。
- ◆ 現地法人の設立において、外資資本の持ち分が制限されている。
- ◆ サービス提供において地元企業と異なる条件を要求される。



EPAサービス章のルールを活用できる可能性あり

EPAサービス章のルール対象となりうる事業形態

サービス貿易の4つのモード

注) イメージ図の記号 ●: サービス提供者、▲: サービス消費者、■: 業務上の拠点、◆: 自然人、○△◇: 移動前、←---: サービス提供、←—: 移動、←—: 拠点の設置

態様	内容	典型例	典型例のイメージ図
(第1モード) 国境を超える取引	日本の領域からインドネシアの領域へのサービス提供	○インドネシアの顧客に対して電話で日本からコンサルタントを行う。 ○日本のカタログ通信販売をインドネシアの顧客が利用する場合など	
(第2モード) 海外における消費	日本の領域内におけるサービスの提供であって、インドネシアのサービス消費者に対して行われるもの	○日本の会議施設を使って、インドネシアの顧客が会議を行う場合 ○インドネシア企業が所有する船舶・航空機などの日本国内で修理をする場合など	
(第3モード) 業務上の拠点を通じてのサービス提供	日本のサービス提供者によるサービスの提供であって、インドネシアの領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの	○日本企業のインドネシア支店を通じた金融サービス ○日本企業のインドネシア現地法人が提供する流通・運輸サービスなど	
(第4モード) 自然人の移動によるサービス提供	日本のサービス提供者によるサービスの提供であって、インドネシアの領域内の日本の自然人の存在を通じて行われるもの	○日本人アーティストによるインドネシア国内における娯楽サービス ○日本人技師の短期滞在によるインドネシア国内での保守・修理サービスなど	

EPAサービス章の主なルール

- EPAサービス章では、基本的に、すべてのモードを想定して、以下を規定。

- 最恵国待遇の保証(Most-Favored-Nation Treatment : MFN)

締約国は、相手国のサービス事業者に対して第3国のサービス事業者に与えている待遇よりも劣った待遇を与えてはいけない

- 内国民待遇(内外無差別)の保証(National Treatment : NT)

締約国は、相手国のサービス事業者に対して自国のサービス事業者に与えている待遇よりも劣った待遇を与えてはいけない

- サービス貿易における市場アクセス制限の禁止(Market Access : MA)

内外無差別であっても、サービス貿易にマイナス影響を与える規制を禁止

(注：規制の類型が定められており、類型に該当しないものは一般に違反とみなされない)

参考) RCEP協定 8.5条2項 市場アクセス

- (a) サービス提供者の数の制限 (数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。)
- (b) サービスの取引総額又は資産総額の制限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)
- (c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの) (注) 注この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。
- (d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該サービスの提供に直接関係するものの総数の制限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)
- (e) サービス提供者が法定の事業体又は合併企業を通じてサービスを提供するに当たり、当該法定の事業体又は合併企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置
- (f) 外国資本の参加の制限 (外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別 若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの)

- 進出先現地における拠点設置・居住要求の禁止(Local Presence : LP)

本来なら現地法人や駐在員事務所などを作らなくても、出張ベースあるいは電話や書面・インターネットで提供可能なはずのサービスについて、現地拠点の設置や現地居住の要求の禁止

※ただし、インドネシアが「サービスに関する特定の約束に係る表」(ポジリスト方式の約束表)で、明示した特定のセクターについて特定の約束内容の範囲内でのみ上記の規律の義務を負う。

3. 電子商取引

電子商取引のルールとは？

- **電子商取引**：この分野では、一般に、インターネット等の電磁的方法を用いて行われる各種の経済活動をこのように総称。
- **電子商取引のルール**：インターネットを活用したビジネス等の環境整備を目的に各国と結んだルール。経済連携協定において電子商取引章の中で規定されることが多い。

WTOでの定義

Electronic Commerce:

[...] the term electronic commerce is understood to mean the production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.

OECDでの定義

Digital Trade:

[...] there is growing understanding that it encompasses trade in goods and services that are digitally ordered or delivered.

電子商取引のルールとは？

- **電子商取引**：この分野では、一般に、インターネット等の電磁的方法を用いて行われる各種の経済活動をこのように総称。
- **電子商取引のルール**：インターネットを活用したビジネス等の環境整備を目的に各国と結んだルール。経済連携協定において電子商取引章の中で規定されることが多い。

RCEP（地域的な包括的経済連携）協定の電子商取引章に含まれる規定の例

貿易の円滑化	・ 貿易関係文書の電子化（12.5条） ・ 電子認証・電子署名（12.6条）
消費者・個人の保護	・ オンライン消費者保護（12.7条） ・ オンライン個人情報保護（12.8条） ・ 迷惑メール（12.9条）
個人・公益の保護	・ サイバーセキュリティ（12.13条）
事業者の保護	・ コンピュータ関連設備の設置（12.14条） ・ 情報の電子的手段による国境を越える移転（12.15条）

電子商取引のルールとは？

日インドネシア経済連携協定の改正

日インドネシア経済連携協定（2008年7月発効）

．．．．．

第6章 サービス貿易

第7章 自然人の移動

第8章 エネルギー及び鉱物資源

改正議定書（2024年8月署名）

第7章のA 電子商取引として
96条のA～96条のIの条文を新設

日インドネシア経済連携協定の電子商取引章に含まれる規定の例

貿易の円滑化

- ・ 電子認証・電子署名（96条のE）

消費者・個人
の保護

- ・ オンライン消費者保護（96条のC）
- ・ 個人情報保護（96条のD）

事業者の保護

- ・ 国境を越える情報の流通（96条のF）
- ・ コンピュータ関連設備の設置要求の禁止（96条のG）
- ・ ソース・コードの開示要求の禁止（96条のH）

RCEPでは
紛争解決手続対象外

RCEPにはない規定

海外事業で、こんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- ◆ 海外でのビジネス情報を日本に送る際に、現地政府への申請等で手間がかかった。
- ◆ 海外でビジネスをする条件として、現地政府から現地のサーバ使用を命じられた。
- ◆ 製品販売の条件として、現地政府から設計情報の開示を求められた。



EPAの電子商取引のルールで防止できる可能性があります。

海外事業で、こんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- ◆ 海外でのビジネス情報を日本に送る際に、現地政府への申請等で手間がかかった。
- ◆ 海外でビジネスをする条件として、現地政府から現地のサーバ使用を命じられた。
- ◆ 製品販売の条件として、現地政府から設計情報の開示を求められた。



EPAの電子商取引のルールで防止できる可能性があります。

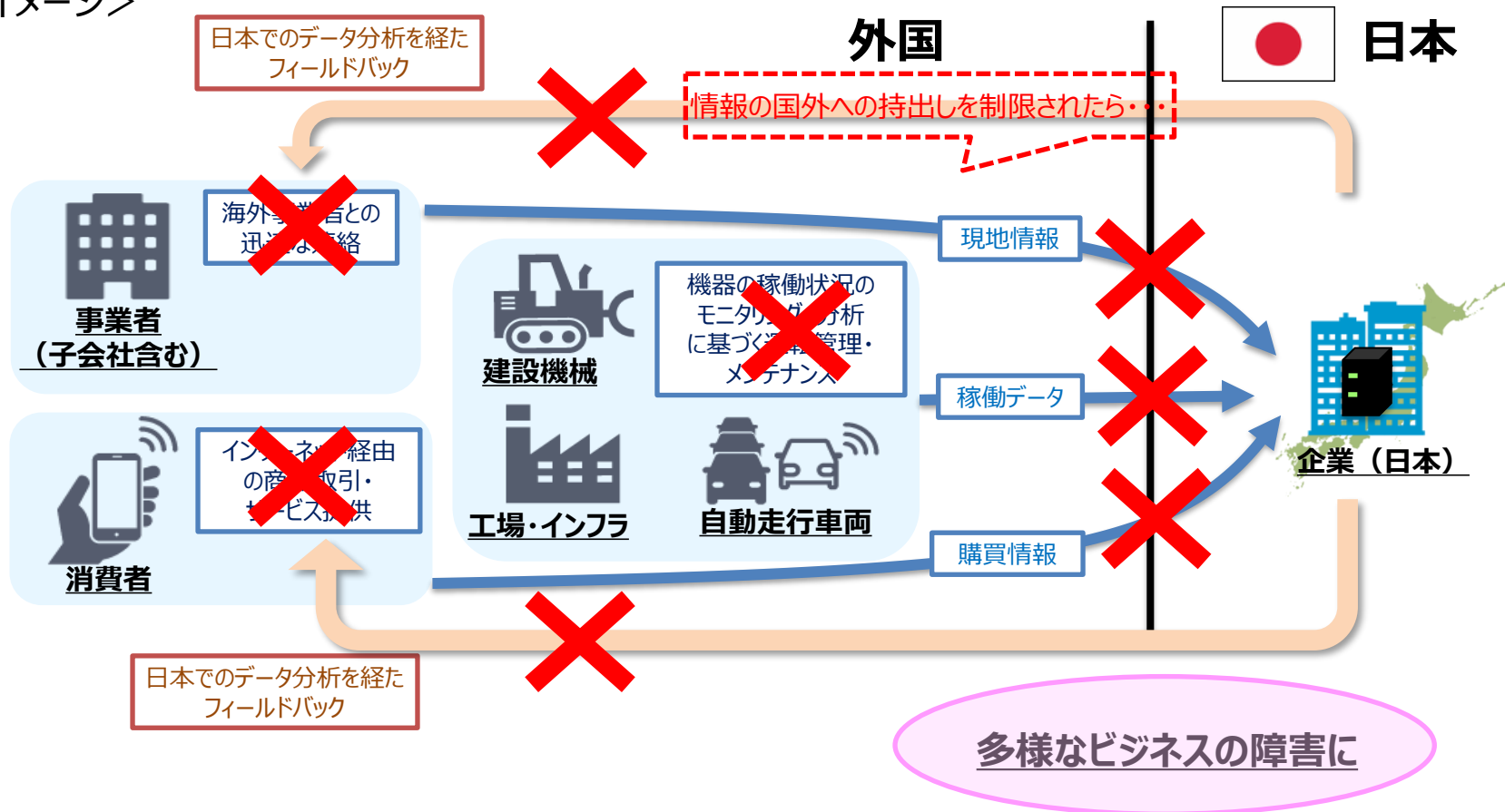
日本が重視する電商3原則①：データフリーフロー

自由なデータ越境流通の原則（通称：データフリーフロー）

- 事業の実施が目的の場合、加盟国は、企業による情報の電子的手段による国境を越える移転を原則として妨げてはいけない。

RCEP・日尼EPAに含まれる

<イメージ>



情報の国外持出しに対する不当な制限の導入抑制を期待

海外事業で、こんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- ◆ 海外でのビジネス情報を日本に送る際に、現地政府への申請等で手間がかかった。
- ◆ 海外でビジネスをする条件として、現地政府から現地のサーバ使用を命じられた。
- ◆ 製品販売の条件として、現地政府から設計情報の開示を求められた。



EPAの電子商取引のルールで防止できる可能性があります。

日本が重視する電商3原則②：データローカライゼーション要求禁止

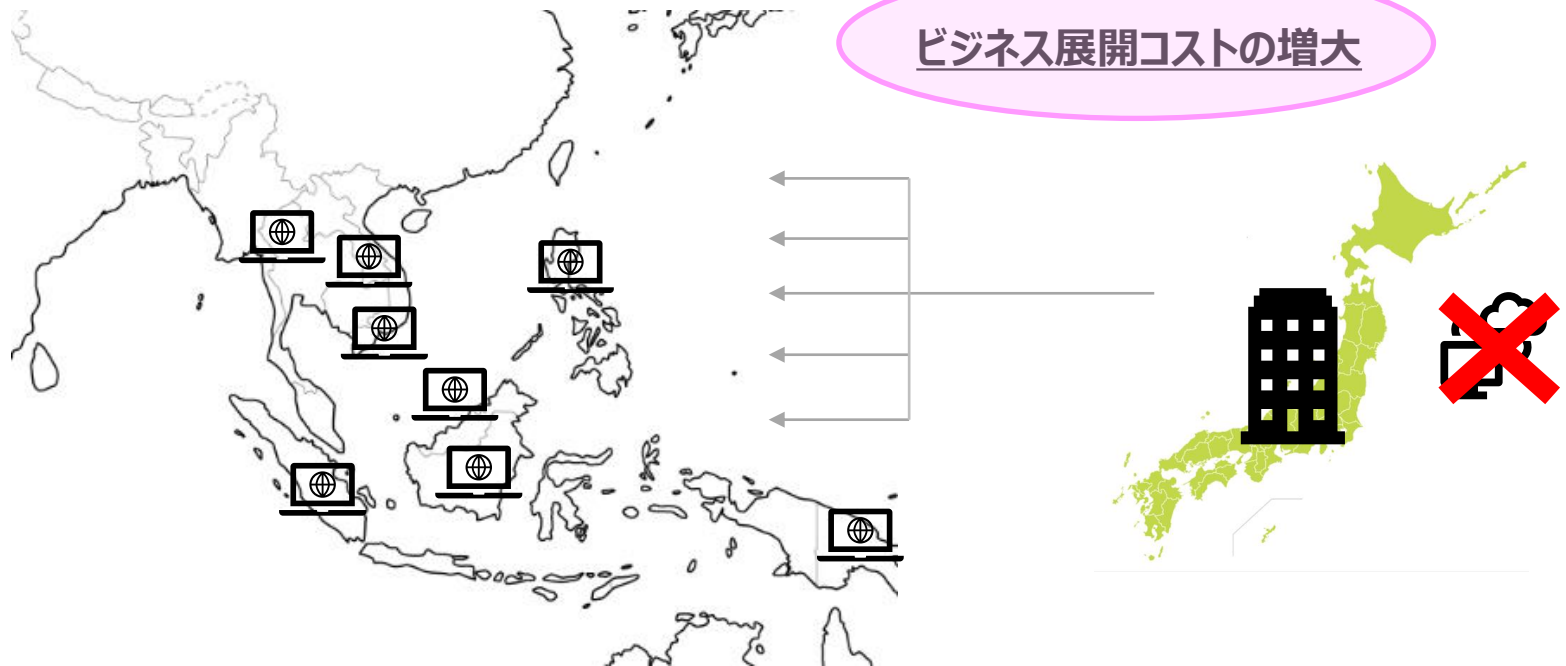
コンピュータ関連設備の設置要求禁止（通称：データローカライゼーション要求禁止）

- 事業遂行の条件として、自国内にデータサーバー等のコンピュータ関連設備を設置することを原則として、加盟国は企業に要求してはならない。

RCEP・日尼EPAに含まれる

<イメージ>

政府から、進出の条件として、自国内へのサーバー設置（＝ローカライゼーション）を要求されたら・・・



市場進出を条件とした自国内へのサーバー設置要求を防ぐことで、
企業へのビジネスコスト等への影響を及ぼさないようにすることを企図

海外事業で、こんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- ◆ 海外でのビジネス情報を日本に送る際に、現地政府への申請等で手間がかかった。
- ◆ 海外でビジネスをする条件として、現地政府から現地のサーバ使用を命じられた。
- ◆ 製品販売の条件として、現地政府から設計情報の開示を求められた。



EPAの電子商取引のルールで防止できる可能性があります。

日本が重視する電商3原則③：ソースコード開示要求禁止

ソースコード開示要求の禁止

- 大量販売用のソフトウェアの販売、利用等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転やアクセスを原則として要求してはならない。

日尼EPAに含まれる。
RCEPには含まれない。

<イメージ>



政府が企業に、ソース・コードの開示を必要以上に要求することを抑制し、企業の機密情報を守る効果を企図。

懸念事例（日系企業ヒアリング情報）

データフリーフローに関する懸念

X国に進出する地図メーカー

- X国では、地図に必要な画像データについての越境移転規制あり。データの国外持出しができない状況。
- このため、現地に法人を設立してビジネスを行っており、その分のコストを要している。

データローカライゼーションに関する懸念

Y国に進出する工作機械メーカー

- Y国での車両稼働・運行情報を分析し管理を行うことを企図して、日本のサーバーでの情報管理を要望したが、当局指示によりかなわず。
- Y国政府からはデータローカライゼーションを要求する根拠について特に説明はなかった。

<経済産業省からのお願い>

- インドネシアにおいてデジタル関係ビジネスを行われる上で、懸念される規制や措置等がございましたら、いつでもご連絡ください。皆さんの海外ビジネス拡大のお力になれるよう尽力させていただきます。
- インドネシアのほか、RCEPに加盟している他国（加盟していない国々も）の情報であっても、もちろん対応させていただきます。
- **問い合わせ先：スライド33ページに記載**

おわりに トラブルに直面した場合

海外におけるビジネス環境整備のための手段

◆ 海外における日本企業が直面するビジネス上のトラブルへの対処手段は複数あり。

企業が 取り得る 手段	企業から見た 相談しやすさ	機動性 (すぐに 申入可)	トラブル 案件選定 の柔軟性	実効性 (効果)	企業から 見たコスト	プレイヤー				
						相手国政府	日本政府	弁護士	企業	JETRO 商工会
JETRO/ 商工会からの 申入れ	○	○	○	○/× (ケースバ イケース)	○	○			○	○
弁護士に相談	○/× (ケースバイ ケース)	○	○	○/× (ケースバ イケース)	○/× (ケースバ イケース)	○/× (ケースバイ ケース)		○	○	
大使館から 申入れ	○/× (ケースバイ ケース)	○	○	○	○	○	○		○/× (ケースバイ ケース)	○/× (ケースバイ ケース)
本国からの 申入れ	×	×	○	○	○/× (ケースバ イケース)	○	○			
二国間 政策対話	×	×	○/× (ケースバ イケース)	○	×	○	○		○/× (ケースバイ ケース)	○/× (ケースバイ ケース)
EPAの 委員会 (「ビジ環」)	○	×	○	○	×	○	○		○	○
ISDS *「投資」のみ	×	×	○	○/× (ケースバ イケース)	×	○			○	

大使館からの申し入れ（実例）

- ◆ 在A国の日本企業から、ビジネスにかかる許認可がなかなか下りない旨相談を受け、大使館員が当該企業を伴い、環境省高官に対し、投資協定における公正衡平待遇にも言及しつつ、申し入れ。間もなく許可が下りた。

→個社企業単独では容易にアポイントできない高官に対し、企業が直接説明できたことが大きい。

（投資協定：一般的待遇(公正衡平待遇)条 規定ぶりの例）

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく外国人の待遇に関する最低基準（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

- ◆ 在B国の現地日本企業のみが、政府系企業から特定の備品を購入しないと、各種免税の恩典を剥奪する旨通告された。大使館員がJETROとともに、投資促進庁（現地政府機関）に相談。官民関係者から成る会議体が組成され、投資協定も踏まえた議論の上、解決。

→複数の日本企業が同様の問題を抱えていること、緊急を要することを把握し、適切なチャネルに訴えられたことが大きい。

（投資協定：収用と補償条 規定ぶりの例）

いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)公共の目的のためのものであること。(b)差別的なものでないこと。(c)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。(d)正当な法の手続に従って実施するものであること。

大使館や本国からの申し入れ（実例）

- ◆ C国に輸入される日本を含む特定国からの産品に対して、突然高関税を課す旨公報あり（注：右措置はEPA違反の可能性が疑われた）。現地大使館（大使含むあらゆるレベル）、経産省幹部よりC国高官に対し、EPA違反に言及しつつ申し入れ。後日公報は撤回。

→大使館員が日本企業と議論するうち、企業の本社も深刻さを察知。

現地・本国が連携して、本国からの申し入れなど複数のチャンネルで対処できたことが大きい。

（EPA物品貿易章：関税の撤廃又は引下げ 規定ぶりの例）

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。その撤廃又は引下げは、他のすべての締約国の原産品に対して無差別的に適用する。

（EPA物品貿易章：譲許の修正 規定ぶりの例）

全締約国は、この協定に規定する場合を除くほか、この協定に基づく譲許を無効にし、又は侵害してはならない。

投資協定（EPA投資章）、電子商取引ルール 照会先

- 実際にトラブルに直面したとき、「国がやることならしょうがない」、「法律を変えられてしまっってはどうしようもない」ではなく、
- 大切な投資財産を守るために、投資協定の活用可能性について、経済産業省、在外公館、JETROなどにご相談ください！

【関連情報】

○経産省HP ※URLはこちら⇒⇒

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/
日インドネシアEPA

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/id/AJCEP

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/asean
RCEP https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/rcep/index.html

※いずれも、英文の方を参照いただくことを推奨。インドネシアにおける留保表は和訳されていないため。

○広報ビデオ「世界は今～JETRO Global Eye」（投資協定の解説）

<https://www.youtube.com/watch?v=XLsRvmMFZeg>

○広報資料「マンガで解説!! 海外進出のための投資協定ハンドブック」 ※URLはこちら⇒⇒

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/pdf/toshikyotei2024.pdf

○在外公館の日本企業支援

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html

○UNCTADデータベース（各国の投資協定締結状況）

<https://investmentpolicy.unctad.org>

【経済産業省 照会先】

経済産業省 通商政策局 経済連携課 投資サービス、電子商取引担当

電話：03-3501-1595

メール：bzl-toushi-kyoutei@meti.go.jp



経産省HP



投資協定ハンドブック
(JETROHP)